

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 2 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### ワクチンの使用用途制限の緩和等について

医療従事者等向け接種及び高齢者向け接種に用いる新型コロナワクチンの配分については、これまで、「医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの出荷（第1弾）について」（令和3年2月19日付け事務連絡）等において示してきたところです。また、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）の施設類型情報の変更に関し、連携型接種施設/サテライト型接種施設から基本型接種施設に変更する際の手続きについて下記のとおりとするとともに、変更にあたっては、ワクチン配送開始予定日までに在庫がないことが条件となっていることから、併せて、ワクチンの用途を柔軟化できるよう下記のとおり整理することとしましたので、ご対応いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 V-SYSで施設類型変更を連携型接種施設/サテライト型接種施設から基本型接種施設に変更する際の手続きについて

「ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について（予告）」（令和3年3月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）1(1)②において、V-SYS上の施設類型情報について、配分されたワクチンの在庫がない場合には、連携型接種施設/サテライト型接種施設を基本型接種施設に変更ができることとしているところ、連携型接種施設/サテライト型接種施設を基本型接種施設に変更する際の手続きについては以下のとおりとする。

- ① 連携接種型/サテライト型接種施設は、基本型接種施設への変更を希望する場合、V-SYS上で変更申請を行うとともに、市町村に対し、以下の内容を申告する。
  - ・ 連携接種型/サテライト型接種施設として受け取ったワクチンの在庫がないこと、又は、その時点で在庫がある場合には、在庫が確実になくなる

と見込める時期

- ・ 変更後の基本型接種施設としてワクチン配送を希望するクール（上記の在庫がなくなる時期よりも後であること）
- ② 市町村は、申請内容を確認の上、V-SYS上で当該施設に係る施設類型の変更申請を承認する。
- ③ 当該施設は、上記①の配送を希望するクールでのワクチン納入希望量を登録する。
  - ※ この後、当該施設が、③の登録に係るワクチンが配送されるまでの間に、他の基本型接種施設からのワクチンの小分け配送を希望する場合は、③のワクチン納入希望量の登録締切日（例：高齢者向け接種のための4月26日の週及び5月3日の週のワクチン配送分の場合は4月9日）の3営業日後以降に、連携型接種施設/サテライト型接種施設に施設類型情報の変更申請を行い、市町村は、当該施設にワクチンの在庫がないことを確認の上、承認を行う。（3営業日以内に変更された場合、③で納入希望を登録したワクチンが配分されない可能性がある。）
- 連携型接種施設/サテライト型接種施設への変更後、ワクチンの小分け配送を受けた施設は、③で希望量登録を行ったワクチンを受け取るまでの間に、小分けを受けたワクチンを使い切った上で、再度、基本型接種施設への変更申請を行い、市町村は当該施設にワクチンの在庫がないことを確認の上、これを承認する。
- ④ 市町村は、①のクールにおける医療機関へのワクチン分配を行う際、当該施設のワクチン在庫が、当該クールのワクチン配送開始予定日までになくなることを確認の上、当該施設に対してワクチン分配量の登録を行う。
- ⑤ 当該施設は、ワクチンの配送開始予定日まで、在庫のワクチンを使い切り、当該クールのワクチン配分を受ける。

## 2 配送されたワクチンの用途制限の緩和について

4月12日から、高齢者を対象としたワクチン接種が開始される所、同日以降配送されるワクチン及び医療従事者向け接種のためのワクチンについては、配送の名目が医療従事者等向け接種又は高齢者向け接種のいずれの用途となっているかにかかわらず、医療従事者等及び高齢者に接種することができることとする。

ただし、この場合において、それぞれの優先接種のためとの配送の趣旨を踏まえ、以下の点に留意の上、接種を行うこと。

### (1) 4月19日の週までに配送されるワクチンについて

配送時の用途（以下「本来用途」という。）とは異なる接種対象者への用途（以下「融通先用途」という。）として接種を行った分については、当該

本来用途に係る接種対象者に対し、後日配送される融通先用途向けのワクチンを使用できることを確認の上で、それぞれの優先接種が確実に行われるようにすること。

注：本取り扱いは「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2. 1版）」（令和3年3月12日付け健発0312第11号厚生労働省健康局長通知別添）で示している「高齢者の人口が概ね500人程度未満の離島や、高齢者の人口が概ね500人程度未満の市町村（複数の市町村で共同で接種体制を構築する場合を除く。）については、当該地域に、ファイザー社のワクチンの供給単位等を踏まえ、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者を対象に接種を行うことは差し支えない。」とする取扱いを改める趣旨ではない。

(2) 4月26日の週及び5月3日の週に配送される高齢者向けワクチンについて

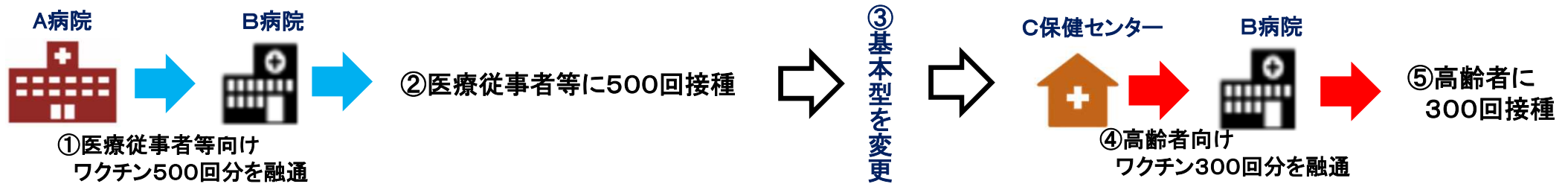
同時期から高齢者向け優先接種が全ての市町村で開始するものであるという趣旨を踏まえ、医療従事者への接種は当該ワクチンの一部にとどめられたい。

4月12日から、「医療従事者等向け接種」と「高齢者向けの接種」のいずれの用途となっているかにかかわらず、どちらにも接種できるとの緩和を行うことにより、医療従事者向け接種と高齢者向け接種を同時並行で進められるようにする。

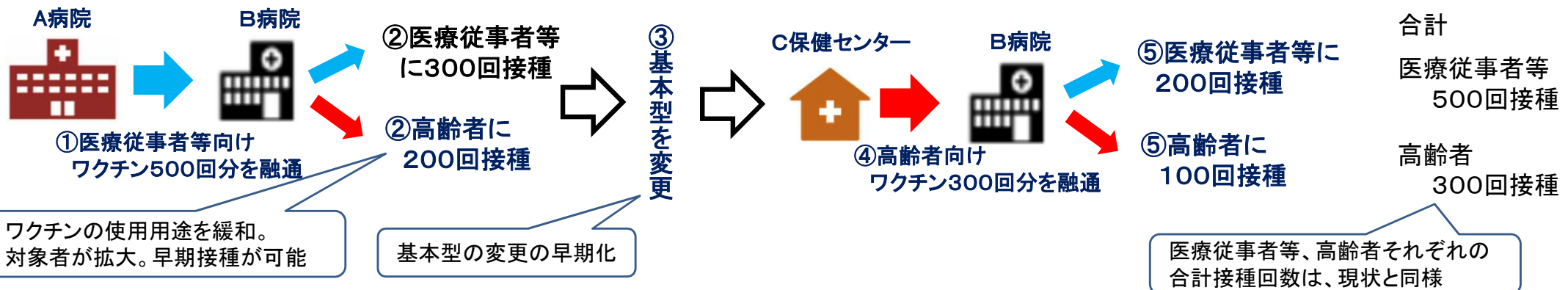
ただし、

- 4月19日の週までに配送されるワクチンについては、後日配送されるワクチンを、本来の接種対象者に対して使用できることを確認の上で、それぞれの優先接種が確実に行われるようにすること。
- 4月26日の週と5月3日の週に配送される高齢者向けワクチンについては、同時期から高齢者向け接種をすべての市町村で開始するとの趣旨を踏まえ、医療従事者への接種は一部とすること。

【現状】医療従事者向け接種が終了しないと、分配元の基本型を変更できず、高齢者向けワクチンの融通を受けられない。

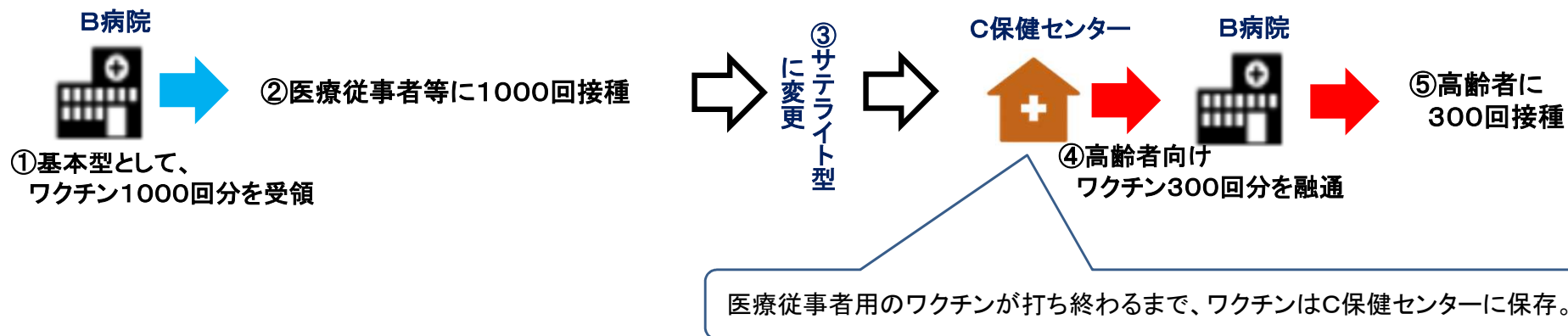


【見直し後 ①の場合】医療従事者接種が終了していなくても、分配元の基本型を変更することが可能となり、高齢者向けワクチンの融通が受けられる。

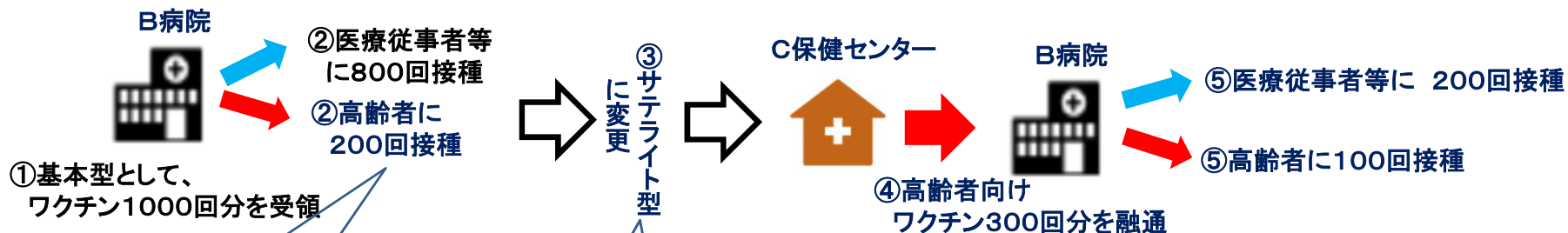


例1) 4月19日の週に、医療従事者用を基本型として1000回分、高齢者用をサテライト型として300回分受け取りたい場合

【現状】医療従事者向け接種が終了しないと、サテライト型に変更できず、高齢者向けワクチンの融通を受けられない。



【見直し後 ①の場合】医療従事者接種が終了しなくても、サテライト型に変更することが可能となり、高齢者向けワクチンの融通が受けられる。



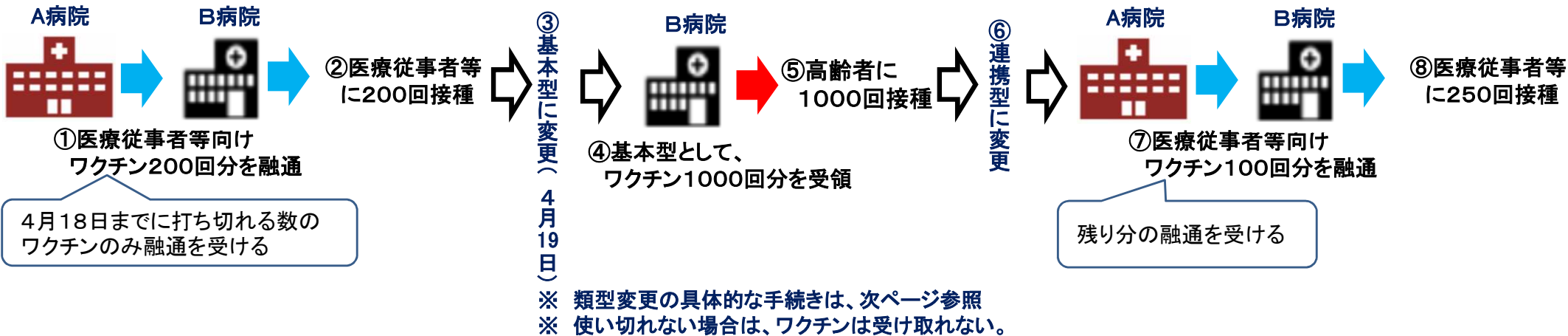
ワクチンの使用用途を緩和。対象者が拡大。早期接種が可能

基本型の変更の早期化

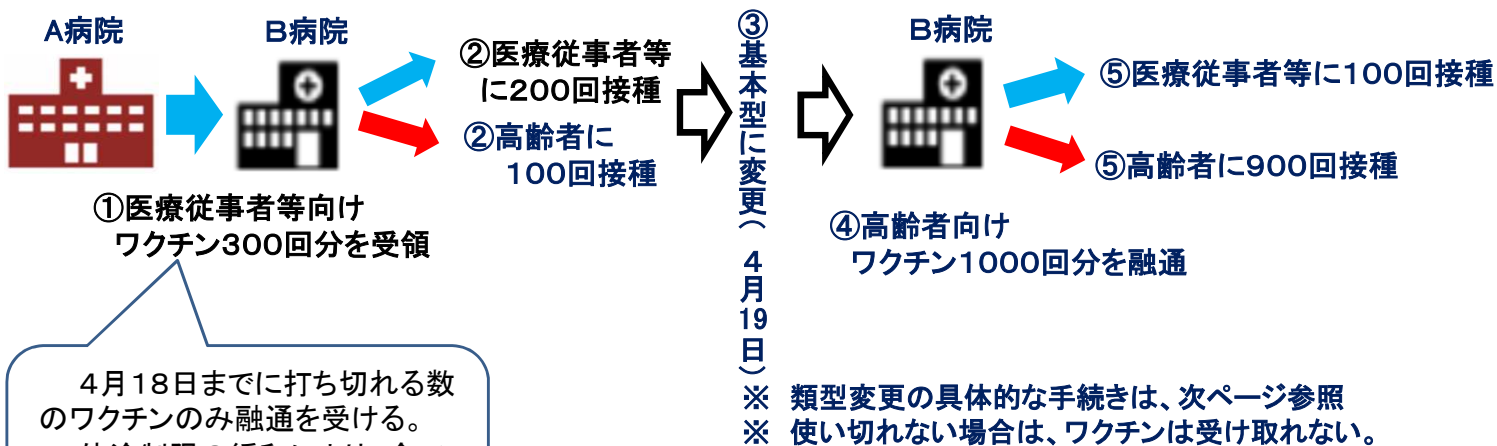
合計  
医療従事者等  
1000回接種  
  
高齢者  
300回接種

例2) 4月12日の週に、医療従事者用を連携型として300回分、  
4月19日の週に、高齢者用を基本型として1000回分受け取りたい場合

【現状】ワクチンの用途が限定されるため、2回の施設類型変更が必要となる。



【見直し後 ①の場合】ワクチンの用途制限が緩和により、1回の施設類型変更で対応できる可能性



合計  
医療従事者等  
300回接種  
高齢者  
1000回接種

# 連携型／サテライト型から基本型への変更手続きについて

## 1. 連携型/サテライト型Xが、基本型への変更を希望する場合、V-SYS上で変更申請を行うとともに、市町村に以下の内容を申告

- A 連携型として融通を受けたワクチンの在庫がないこと、又は在庫がなくなることが確実と見込まれる時期
- ※ Xは、基本型に移行後、再度連携型に戻れることも踏まえ、分割してワクチン融通を受けることも可能
  - ※ その場合は、分割融通されるワクチンが使い切れる時期を申告
    - 分割融通されるワクチンを少量とすることで、確実に使い切ることを担保すること
- B 基本型としてワクチン配送を希望するクール
- ※ Aの時期より後でなければならない

## 2. 市町村が、V-SYS上での施設類型変更申請を承認

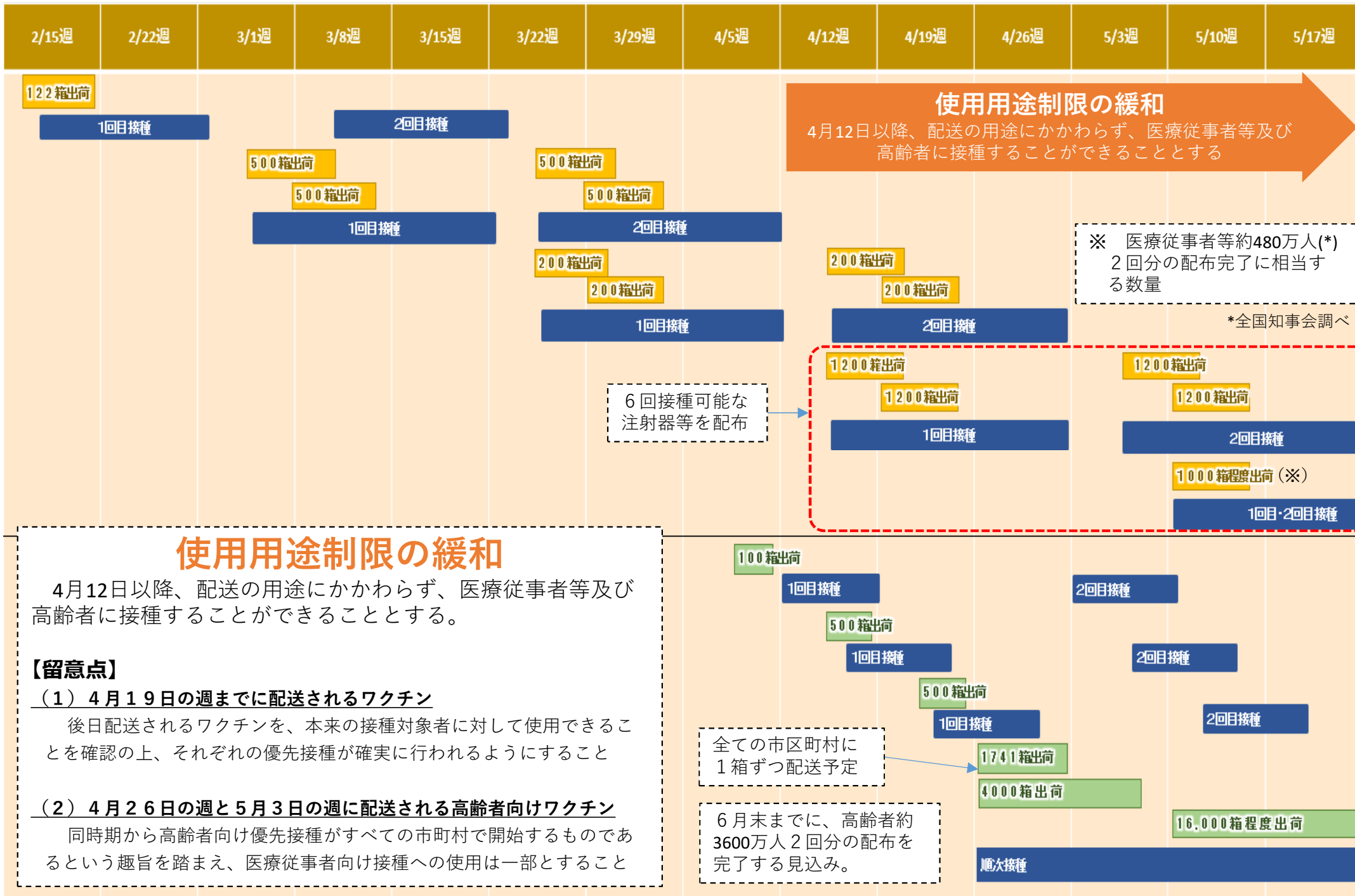
- ※ これにより、V-SYS上、Xは連携型から基本型となり、ワクチン配送の希望を入力できることとなる。

## 3. 当該施設Xは、V-SYSで1(B)の基本型として配送を希望するクールでのワクチン納入希望量を登録

## 4. 市町村は、市町村⇒医療機関のワクチン分配の際、当該施設Xが、1Bのクールにおけるワクチン配送開始予定日までにワクチンがなくなることを確認の上、当該施設Xに対するワクチン分配量の登録を行う。

## 5. 当該施設Xは、ワクチンの配送を受けるまでに、在庫のワクチンを使い切る。

# ワクチンの使用用途制限の緩和



※ 医療従事者等約480万人(\*)  
2回分の配布完了に相当する数量  
\*全国知事会調べ

## 使用用途制限の緩和

4月12日以降、配送の用途にかかわらず、医療従事者等及び高齢者に接種することができることとする。

### 【留意点】

#### (1) 4月19日の週までに配送されるワクチン

後日配送されるワクチンを、本来の接種対象者に対して使用できることを確認の上、それぞれの優先接種が確実にされるようにすること

#### (2) 4月26日の週と5月3日の週に配送される高齢者向けワクチン

同時期から高齢者向け優先接種がすべての市町村で開始するものであるという趣旨を踏まえ、医療従事者向け接種への使用は一部とすること

全ての市区町村に1箱ずつ配送予定

6月末までに、高齢者約360万人2回分の配布を完了する見込み。

医療従事者等向け優先接種

高齢者向け優先接種